

千葉県介護施設等整備事業補助金交付金実施要綱

平成 27 年 7 月 22 日制定
平成 28 年 11 月 30 日改正
平成 30 年 9 月 3 日改正
令和元年 9 月 17 日改正
令和 2 年 3 月 19 日改正
令和 2 年 9 月 1 日改正
令和 3 年 7 月 13 日改正
令和 4 年 3 月 25 日改正
令和 5 年 9 月 1 日改正

第 1 趣旨

本要綱は、千葉県地域医療介護総合確保基金条例（平成 27 年千葉県条例第 7 号）第 1 条に規定する千葉県地域医療介護総合確保基金を活用し、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。）及び地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号。）の規定に基づき市町村が推進する地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備事業に対する介護施設等整備事業補助金及び交付金の実施に関する基本的事項を定めるものとする。

第 2 交付の種類

各事業における補助対象経費に対する補助金や交付金の交付については、次の事業毎に定めた方法により交付するものとする。

1 民間実施事業

民間事業者が当該補助金を財源の全部又は一部として自ら運営する施設のために充当する事業に対して県が補助する。

2 市町村実施事業

市町村が当該補助金を財源の全部又は一部として自ら運営する施設のために充当する事業に対して県が補助する。

3 市町村補助事業

市町村が当該交付金を財源の全部又は一部として民間事業者に補助する事業に対して県が市町村に交付金を交付する。

第 3 介護施設等整備事業計画書の提出

市町村は市町村実施事業又は市町村補助事業として、民間事業者は民間実施事業として以下の対象事業を実施するときは、別紙様式により年度ごとに介護施設等整備事業計画書を作成し、知事が指定する日までに知事に提出するものとする。

ただし、第 4 対象事業の以下の事業は除く。

- ・ 2（1）介護施設等の施設開設準備経費支援事業（民間実施事業に限る）

- ・ 3 定期借地権設定のための一時金支援事業（民間実施事業に限る）

第4 対象事業

1 地域密着型サービス等整備等助成事業

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

別表1(1)の第1欄に定める施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）の整備について、市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受ける不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、別表の第1欄の施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家（借家、テナント等を含む。）を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

なお、「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

(4(3)及び7の事業を除き、以下同じ。)

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)
増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。)なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。

増改築	<p>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。 （一部増改築を含む。） ※ 1、※ 2 について同上。</p>
-----	---

(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。4（3）及び6を除いて以下同じ。））であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。以下同じ。）。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、別表1（2）の第1欄に定める広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業について、民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として交付する。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中までに着工することとする。県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設は、整備事業者として選定されたことが確定していることを条件とする。

ア 整備区分

- a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の	気象状況により特に必要とされる熱中症対策

設置等	等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(1) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

別表2の第1欄(1)に定める介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、

- ・施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床

- ・また介護療養型医療施設等から介護医療院や介護老人保健施設等への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）
- ・さらに、訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備やサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員や事務職員を増やすこと等）やサテライト型事業所の設置

の6か月前の準備に必要な経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ、職員募集経費、開設のための周知広報経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）について、定員30名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、訪問看護ステーション及び定員29名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

なお、6か月前の準備に必要な経費については、6か月前の期間が交付決定の日付以前の期間（交付決定の年度の前年度にかかる場合も含む）の経費を含むものとする。

また、以下の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に開設準備経費支援事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時にあたっては当該事業を再度活用できることとする。

- ・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。
- ・暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、都道府県がこれと同程度と認める場合であること。
- ・施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。

（2）介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援事業

別表2の第1欄（2）に定める介護施設等において、1（2）アの表中（1）又は（2）に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、国の地域医療介護総合確保基金管理運営要領第3（1）⑤に規定される介護従事者の確保に関する事業の（28）ロの介護ロボット導入支援事業及びハのICT導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費について、定員30名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、定員29名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

介護ロボット・ICTの導入の時期は、基本的に大規模修繕の契約日以降6カ月の期間内とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ICT以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とな

らない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。

(3) 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業
市町村が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことができる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ（地域のつながり）の構築を支援することを目的とする。

市町村の助成により事業者が事業を実施する場合は、適切に介護予防拠点で備品購入等が行われるよう、市町村において、その必要性を十分に確認した上で補助すること。

ア 介護予防拠点（1（1）の助成を受けているかは問わない。）における、

- ・ 参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品購入費（例えば、介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費）
- ・ 介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員や災害拠点病院の職員等に対する講師謝金や講師旅費、当該授業のための普及啓発経費

について、市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

イ 体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素も取り入れて実践する（例えば、歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る）等の事業の実施は必須とする。

ウ 本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき1回限りとする。

3 定期借地権設定のための一時金支援事業

別表3の第1欄に定める本体施設用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）について、定員30名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、定員29名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料

を支払い得る財源が確保されていること。

- ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、別表3の第1欄に定める合築・併設施設（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該施設の敷地についても補助の対象とする。

なお、本事業の事業完了は、一時金の支払いがされており、かつ当該用地に整備される施設等が完成したときとする。

4 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(1) 既存施設のユニット化改修支援事業

別表4(1)の第1欄に定める特別養護老人ホーム等（いずれも、定員規模は問わない。）のユニット化改修に要する経費を支援する事業について、定員30名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、定員29名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

(2) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業

特別養護老人ホームの多床室及び併設されるショートステイ用居室（いずれも、定員規模は問わない。）について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う費用を支援する事業について、定員30名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、定員29名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

なお、改修は各ベッド間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。

1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。

(3) 介護療養型医療施設等転換整備支援事業

介護療養型医療施設から転換して別表4(3)の第1欄に定める介護医療院等を整備する事業や介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業について、定員30名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、定員29名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又

は市町村補助事業として交付する。

なお、いずれも定員規模は問わないこととする。

また、本事業の助成を受けず、転換先の施設基準の一部の緩和（療養室の床面積1床あたり6.4㎡を維持したままの病床の転換）を適用し介護医療院等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床あたり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合については対象とする。

ア 整備区分

「転換」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいうこととする。

整備区分	整備内容
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

(4) 介護施設等における看取り環境整備推進事業

別表4(4)の第1欄に定める介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備事業に要する経費について、定員30名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、定員29名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。

また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。

(5) 共生型サービス事業所の整備推進事業

障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、別表4(5)の第1欄に定める共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費について、定員30名以上の広域型施設に係る経費については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業（政令市及び中核市のみ）として、定員29名以下の地域密着型施設等に係る経費については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

5 民有地マッチング事業

市町村が、介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営

する法人等（以下「介護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費について市町村実施事業として交付し、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、市町村において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

（１） 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

ア 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

イ アで選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

ウ 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。

エ 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。

オ 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

（２） 整備候補地等の確保支援

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。

ア 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。

イ 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。

ウ 実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。

エ 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定

した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。

オ 介護施設等の用に供することが決定した際には、(1)の活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

(3) 地域連携コーディネーターの配置支援

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は介護施設等に配置する。

ア 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。

イ コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など市町村と連携するとともに、市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。

ウ 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

6 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置の設置、ゾーニング環境等の整備、多床室の個室化に係る費用について、民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。

(1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

別表6の第1欄に定める介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業を対象とする。

(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

ア ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業を対象とする。

イ 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業を対象とする。

ウ 家族面会室の整備等経費支援

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備(2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室

の設置、家族面会室がない場合の新規整備等)するための事業を対象とする。

(3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための事業を対象とする。

なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。

7 介護職員の宿舍施設整備事業

介護職員が働きやすい環境を整備する目的で、別表7の第1欄に定める介護施設等(いずれも、定員規模は問わない。)の事業者が介護人材(外国人を含む。)を確保するため、当該介護施設に勤務する職員(職種は問わず、幅広く対象)の宿舍を整備するための費用の一部について、定員30名以上の広域型施設の宿舍を整備するための費用については民間実施事業、市町村実施事業又は市町村補助事業(政令市及び中核市のみ)として(同一市町村内に広域型施設と地域密着型施設等の宿舍を整備する場合も含む。)、定員29名以下の地域密着型施設等の宿舍を整備するための費用については市町村実施事業又は市町村補助事業として交付する。なお、複数の補助対象施設用の宿舍を整備する場合であって、各補助対象施設の所在市町村が異なる場合、及び定員30名以上の広域型施設と定員29名以下の地域密着型施設等の両方のための宿舍を整備する場合は、民間実施事業として交付する。

ア 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるように、宿舍の定員規模や設備(居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等)は問わない。ただし、補助対象となるのは、別表7の第1欄に定める介護施設等(建築中のものを含む。)に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積(バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。)33㎡以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。

イ 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍(原則として本事業で整備する宿舍の所在する市町村内の地域内とする。)類似の家賃と比較して低廉なものとする。

ウ 設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。

エ 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲(定員規模の2割以内)において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所(サービス付き高齢者向け住宅を含む。)に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。

オ 土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舍の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、

本事業で整備する宿舍所有者から宿舍を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

カ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舍を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舍を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舍を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舍の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存の宿舍を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舍を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舍を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舍を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舍を取り壊して、新たに宿舍を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。
改修	既存の宿舍を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

第5 助成額の算定方法

各事業に係る別表の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た交付基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舍施設整備事業」については、別表3及び7の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める交付基準による額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める交付率を乗じて得た額を交付額とする。

また、その額が1,000円未満の端数を生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

ただし、介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例第5条に規定する平成26年度事業として介護基盤緊急整備等臨時特例交付金実施要綱（以下「旧要綱」という。）に基づく交付の内示を受け、入札不調により予定の期間内の事業完了が不可能となったため、施工予定期間を変更したうえで平成27年度事業として交付申請がなされた場合には、旧要綱に規定する配分基礎単価を適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 3 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 17 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 19 日から施行し、令和 2 年 1 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

ただし、第 4、6（3）介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業については、令和 2 年 4 月 30 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 13 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 25 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

なお、令和 5 年 8 月 31 日以前に事業が完了しているものについては改正前の単価を適用する。

別表 1

地域密着型サービス等整備等助成事業

1. 区分	2. 交付基礎単価	3. 単位	4. 対象経費
(1) 地域密着型サービス等整備助成事業			<p>特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
・地域密着型（定員29名以下）特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。以下同じ。）	4,880千円	整備床数	
・小規模（定員29名以下）な介護老人保健施設	61,000千円	施設数	
・小規模（定員29名以下）な介護医療院	61,000千円	施設数	
・小規模（定員29名以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）	2,600千円	整備床数	
・小規模（定員29名以下）なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）	4,880千円	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,950千円	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	※36,600千円	施設数	
ユニットの増設	※36,600千円	増ユニット数	
ユニット増設を伴わない居室の増床	※36,600千円 ÷9	増床数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	※36,600千円	施設数	
宿泊定員の増員を伴う施設の増築	※18,300千円 ÷9	増床数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	6,470千円	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	※36,600千円	施設数	
宿泊定員の増員を伴う施設の増築	※18,300千円 ÷9	増床数	
・認知症対応型デイサービスセンター	※13,000千円	施設数	
・介護予防拠点（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備助成対象とするものに限る）	9,710千円	施設数	
・地域包括支援センター	1,300千円	施設数	
・生活支援ハウス（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備助成対象とするものに限る）	38,900千円	施設数	
・虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ	1,300千円	整備床数	
・介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備助成対象とするものに限る。以下、「施設内保育施設」という。）	13,000千円	施設数	
・小規模な介護付きホーム	4,880千円	整備床数	

<p>(空き家を活用した整備) 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型デイサービスセンターについては、空き家（借家、テナント等を含む。）を活用して整備する場合、上記第2欄中の単価（※が付記されている金額）は全て9,710千円とする。</p> <p>(介護施設等の合築等) 別表1の第1欄に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に、合築・併設する施設それぞれ上記の交付基礎単価に1.05を乗じた額を交付基礎単価とする。</p>		
<p>(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備</p>		
<p>定員30名以上の広域型施設</p>		
特別養護老人ホーム	1,230千円	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		

(注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、交付基礎単価に各施設の増床床数／最大床数を乗じて算出した額で助成する。

別表 2

介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1. 区分	2. 交付 基礎単価	3. 単位	4. 対象経費	
(1) 介護施設等の施設開設準備経費支援事業				
定員 30 名以上の広域型施設				
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム ・介護付きホーム 	914 千円	定員数 ※介護付きホームにあっては、100 名を上限とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開設又は既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護医療院等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション (大規模化やサテライト型事業所の設置) 	4,580 千円	施設数		
定員 29 名以下の地域密着型施設等				
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム 	914 千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所には、宿泊定員数とする。		
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 	15,300 千円	施設数		
<ul style="list-style-type: none"> ・都市型軽費老人ホーム ・養護老人ホーム 	458 千円	定員数		
<ul style="list-style-type: none"> ・施設内保育施設 	4,580 千円	施設数		
介護療養型医療施設の介護医療院等への転換に必要な経費 (介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換に必要な経費を含む。)				
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 	239 千円	定員数 ※転換前床数		

<p>(2) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援</p>			<p>特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（令和元年5月10日老総発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する）。</p>
<p>定員30名以上の広域型施設</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・養護老人ホーム ・介護付きホーム 	<p>458千円</p>	<p>定員数 ※介護付きホームにあっては、100名を上限とする。</p>	
<p>定員29名以下の地域密着型施設等</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム 	<p>458千円</p>	<p>定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 	<p>7,630千円</p>	<p>施設数</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市型軽費老人ホーム ・養護老人ホーム 	<p>229千円</p>	<p>定員数</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・施設内保育施設 	<p>2,290千円</p>	<p>施設数</p>	
<p>(3) 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防拠点 	<p>109千円</p>	<p>1か所</p>	

別表 3

定期借地権設定のための一時金支援事業

1. 区分	2. 交付基準	3. 交付率	4. 対象経費			
【本体施設】						
定員 30 名以上の広域型施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・ 養護老人ホーム ・ 介護付きホーム 	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じた額）の 2 分の 1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。			
定員 29 名以下の地域密着型施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 都市型軽費老人ホーム ・ 養護老人ホーム ・ 施設内保育施設 ・ 介護付きホーム 						
【合築・併設施設】						
定員 29 名以下の地域密着型施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・ 認知症対応型デイサービスセンター ・ 介護予防拠点 ・ 地域包括支援センター ・ 生活支援ハウス ・ 緊急ショートステイ 						

別表 4

既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1. 区分	2. 交付 基礎単価	3. 単位	4. 対象経費
(1) 既存施設のユニット化改修支援事業			<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
「個室→ユニット化」改修	1,300 千円	整備床数	
「多床室（ユニット型個室的多床室を含む）→ユニット化」改修	2,600 千円		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム 			
(2) 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護のための改修	800 千円	整備床数	
(3) 介護療養型医療施設等転換整備支援事業 介護療養型医療施設の介護医療院等への転換整備 (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム（居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。） ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合） ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ サービス付き高齢者向け住宅 	創設 2,440 千円	転換前 床数	
	改築 3,020 千円		
	改修 1,220 千円		
(4) 介護施設等における看取り環境整備推進事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム 	3,820 千円	施設数	

(5) 共生型サービス事業所の整備推進事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	1,130 千円	事業所数	

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

別表 5

民有地マッチング事業

1. 区分	2. 交付基礎単価	3. 単位	4. 対象経費
民有地マッチング事業			民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
(1) 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	6,110 千円	市町村	
(2) 整備候補地等の確保支援	5,000 千円	市町村	
(3) 地域連携コーディネーターの配置支援	4,890 千円	1 か所	

注) 介護施設等とは、別表 3 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

別表 6

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1. 区分	2. 交付基礎単価	3. 単位	4. 対象経費
(1) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業			
補助対象施設 <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院、介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	4,710 千円	知事が認めた台数（各施設で1台までを上限とする。）	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
(2) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援			

<p>補助対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院、介護療養型医療施設 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・ 生活支援ハウス 	<p>1,090 千円</p>	<p>1 か所</p>	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>・ 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援</p>			
<p>補助対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院、介護療養型医療施設 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・ 生活支援ハウス 	<p>6,540 千円</p>	<p>1 か所</p>	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>・ 家族面会室の整備等経費支援</p>			
<p>補助対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院、介護療養型医療施設 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護 	<p>3,820 千円</p>	<p>施設数又は事業所数</p>	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費</p>

<p>事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所 ・ 生活支援ハウス 			<p>の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>(3) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業</p>			
<p>補助対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 有料老人ホーム ・ 短期入所生活介護事業所 ・ 生活支援ハウス 	<p>1,070 千円</p>	<p>定員数</p>	<p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

別表 7

介護職員の宿舎施設整備事業

1. 区分	2. 交付基準	3. 交付率	4. 対象経費
・ 特別養護老人ホーム	介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡ ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1/3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・ 介護老人保健施設			
・ 介護医療院			
・ ケアハウス （特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・ 認知症高齢者グループホーム			
・ 小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・ 介護付きホーム			